

損害賠償の範囲 宅建 H22-06-1 <<#496>>

【問】 正誤をつけよ。

債権者は、債務の不履行によって通常生ずべき損害のうち、契約締結当時、両当事者がその損害発生を予見していたものに限り、賠償請求できる。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 損害賠償の範囲

- 1 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。(通常損害)
- 2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。(特別損害) (民法 416 条)

原則: 通常損害 ⇒ 予見は不要

例外: 特別損害 ⇒ 「当事者がその事情を予見すべきであったとき」に請求できる